



「採用日を雇保の資格取得日として正確に

届出しておけば、こんなに返金しなくても良かったのになア…」と職安の担当者がつぶやきました。

A社に2年前の某月20日に入社したK氏は、前職

を辞めた後、失業給付を受けていましたが、職安で最後の手続きをする際、その月の27日まで失業していた…と届出てしまいました。

A社の事務担当者にK氏は、「職安への届出と

「今年はB級からC級に格付けが落ちると諦

めていたが、県の格付け通知を貰ったらB級だった。ホッとしたが、なぜ…?」との問合せが総合土木のH社からありました。4/28に県

が公表した17年度の格付基準で謎が解けました。

県の格付は①経審のP点(客観点数)と工事成績や公共工事高等への評点(主観点数)との合計点(総合点数)②直前2~3年の平均完工高③有資格者の人数…で決まりますが、①の主観点数の変更にか

違うといけないので、28日付けで手続きを…」と頼んだのです。ところが最近、K氏の失業給付について会計検査院の实地検査が行われる事に…。20~27日の分が不正受給と見なされ、その後に受給

した再就職手当金まで返還をしなければならな

くなりました。労働保険の年度更新の時期ですが、保険料の計算と合わせて、雇保加入者の資格取得日や喪失日に間違いがないか…

出勤簿等で再度確認しておく事も大切です。

がありました。工事成績は県工事の成績評点

(59~85)に対し-60~+120の点数が付けられます。昨年は、14年4月~15年12月の1年9ヵ月が対象でしたが、今年は①15年1月~16年12

月の平均点か②16年1月~12月の平均点のどちら

か高い方を採用する事に変わりました。H社の場合、昨年の基準では-30点が、今年の基準では0点へ30ポイントUPしB級の範囲に入れた訳です。

**失保8日分の再就職手当金も  
の間違いで再就職返還に!?**



**何が変ったか  
今年格付の成績で大きな差**



公共工事の入札参加資格に関する経審数値試算と格付け予測は、当事務所・経審担当へ。